

小冊子「まちづくりに役立つ都市計画の本（まち本）」
第六版原稿データ作成業務

仕 様 書

1 適用範囲

本仕様書は、札幌市まちづくり政策局都市計画部で実施する『小冊子「まちづくりに役立つ都市計画の本（まち本）」第六版原稿データ作成業務』の委託に適用する。

2 業務概要

「まちづくりに役立つ都市計画の本（まち本）」（以下「まち本」という。）は、まちづくりの仕組みやルールなどをわかりやすく市民に普及・啓発する小冊子として平成16年に初版を発行後、改訂を重ね、平成25年2月には第五版を発行している。

しかしながら、第五版発行から現在までの7年間に、第2次札幌市都市計画マスタープランや札幌市景観計画の策定等があったことから、単なる時点修正にとどまらない内容の大幅な見直しが必要となっている。

そのため、上記計画等を反映させた、まち本第六版のイラスト制作や文書のレイアウトを改めて行うものである。

3 業務内容

(1) 原稿データ作成

紙及びDVD-R等の外部記憶媒体で提供する原稿を基に、原稿データ（イラスト制作を含むデザイン及びレイアウトなど）を作成する。

イラストについては、指示があるもの（新たに制作するものや既存のデータを用いるもの）や地図等を含め、各ページ1点程度は挿入するよう努めること。また、レイアウトの都合上、原稿の加除修正が必要な場合は、委託者に都度相談すること。

なお、作成に当たっては、下記7の「印刷物の規格（予定）」に留意するとともに、第五版のイメージから大きく乖離しないよう、デザインやレイアウトだけでなく、フォント等にも十分留意すること。

(2) 校正

3回程度行うこととする。

4 履行期間

契約締結日から令和2年10月30日（金）まで

5 成果品

- (1) 原稿データ（イラストレータ形式：アウトライン化前）
- (2) 原稿データ（イラストレータ形式：アウトライン化後）

(3) 原稿データ (PDF 形式)

※札幌市の公式ホームページにおいて、ダウンロード用として使用するため、ファイルサイズは極力小さくすること。

(4) 上記(1)～(3)は、CD-R 又は DVD-R で納品すること。なお、納品用の媒体については、受託者の負担とする。

(5) 上記(4)とは別に、原稿データを印刷したものを1部提出すること。

6 納入場所及び履行検査場所

札幌市まちづくり政策局都市計画部都市計画課

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階)

7 印刷物の規格 (予定)

(1) 寸法 A5判

(2) 製本等 無線綴じ左開き

(3) 刷色 4色フルカラー

(4) ページ数 100 ページ±10 ページ程度

(5) 印刷 両面印刷

(6) 紙質 表紙：マットコートまたは再生マットコート／135.0kg
本文：マットコートまたは再生マットコート／70.0kg

8 貸与資料

契約締結後、受託者には下記資料を貸与する。

その他、業務実施にあたり必要な資料がある場合は、借用を書面で申し入れることができるものとする。

(1) まち本第6版原稿 (紙及びデータ [ワード形式])

(2) まち本第5版原稿データ (イラストレータ形式)

(3) さっぽろのまちがわかる小さな本 (ミニまち) 第10版原稿データ
(イラストレータ形式)

2 受託者は、業務が完了した際には、貸与された資料を直ちに返還すること。

9 想定スケジュール

	5	6	7	8	9	10
初回打ち合わせ	■					
原稿作成		■	■	■	■	■
校正 (委託者確認)			■		■	■

※スケジュールについては、初回打ち合わせ時に必ず確認すること。

10 その他

- (1) 業務実施にあたっては、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議してこれを処理すること。
- (2) 本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。また、使用する紙類等は極力環境に配慮したものとする。
- (3) 受託者は、本業務の成果物に対する著作権の一切を、履行検査に合格したのち、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (4) 受託者は、委託者及び委託者から本業務の成果物の譲渡又は利用許諾を受けた第三者に対して、著作者人格権を一切行使しないこと。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、委託者と十分協議の上、決定するものとする。